

今後の新型コロナウイルス感染症への対応 (記者会見資料)

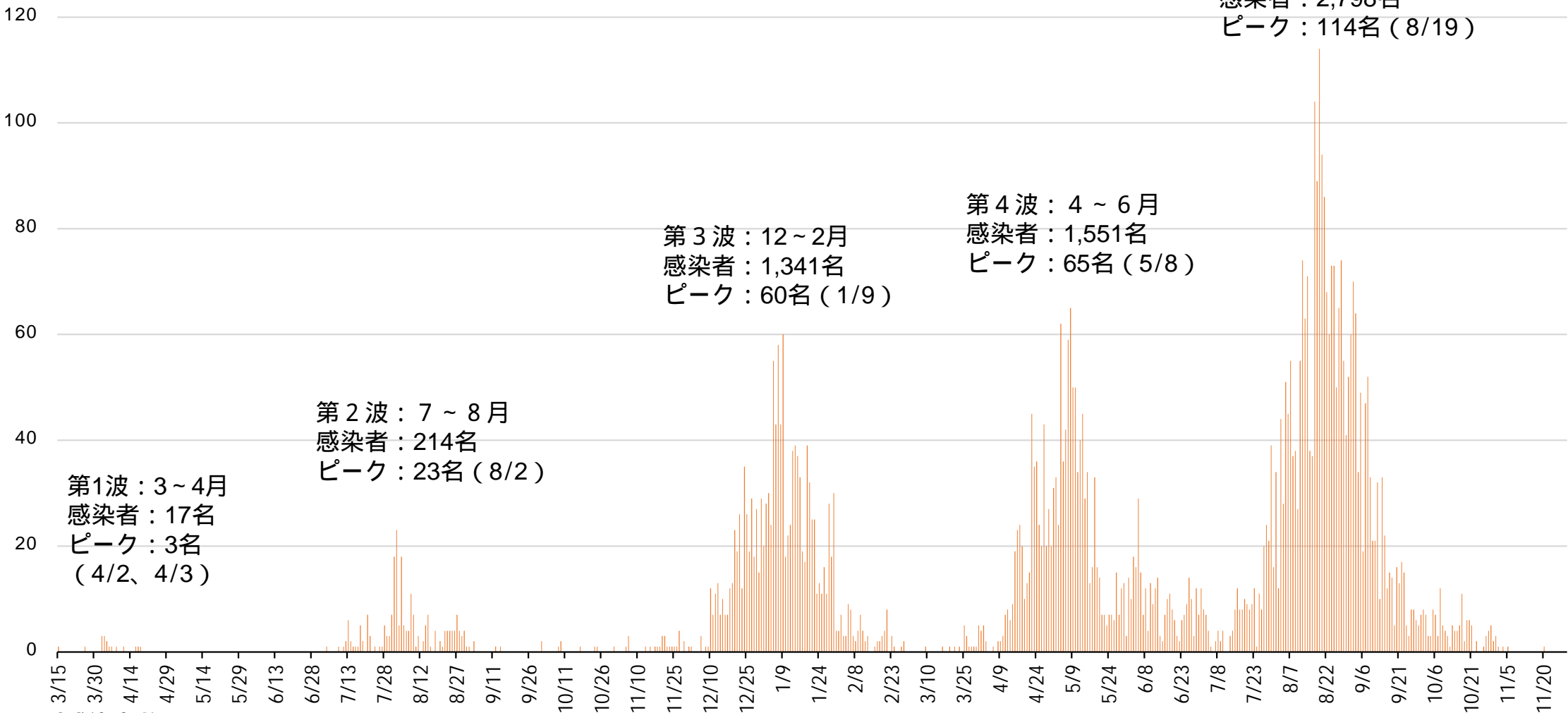
令和3年11月29日

振り返り(新規感染者)

県内初確認：令和2年3月15日（公表日）

感染者累計：6,119名（令和3年11月29日現在）

第5波：7～9月
感染者：2,798名
ピーク：114名（8/19）



第1波：3～4月
感染者：17名
ピーク：3名
(4/2、4/3)

第2波：7～8月
感染者：214名
ピーク：23名（8/2）

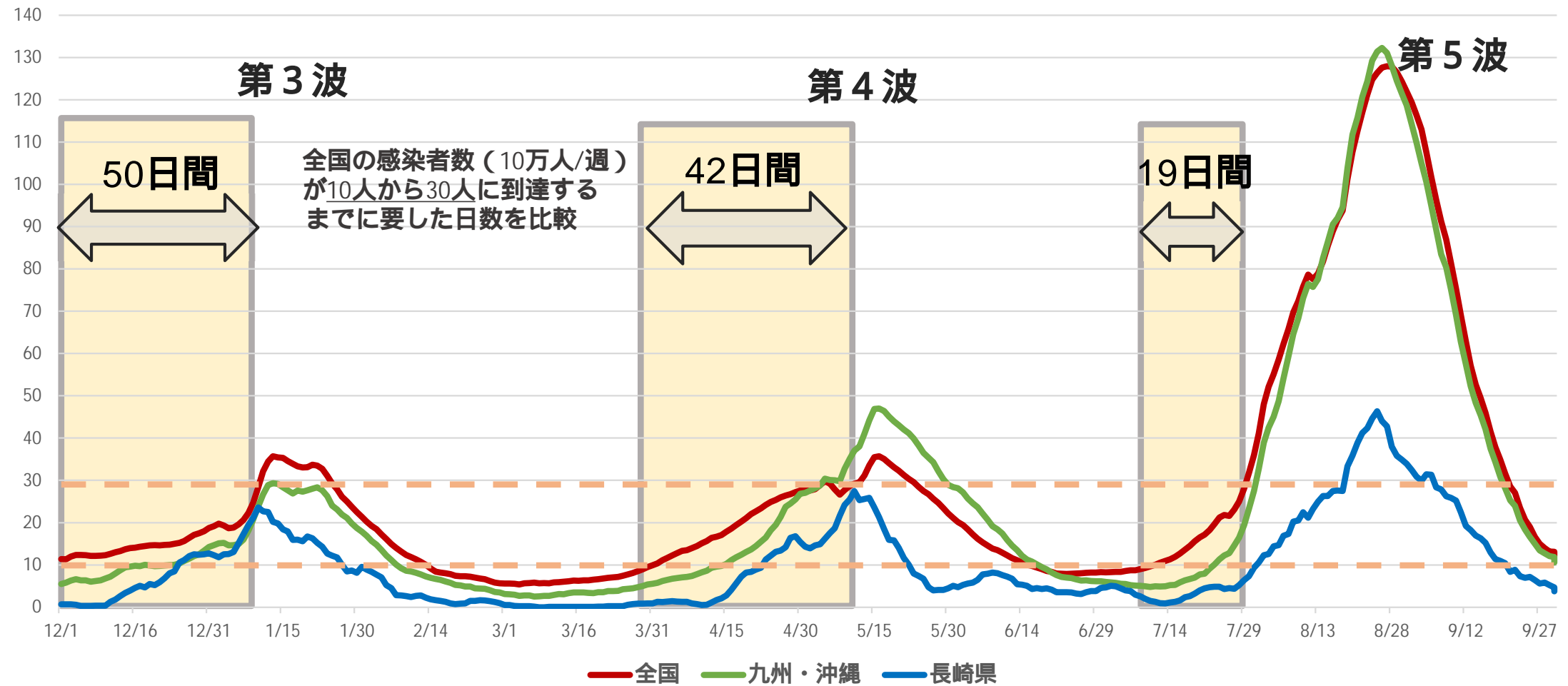
第3波：12～2月
感染者：1,341名
ピーク：60名（1/9）

第4波：4～6月
感染者：1,551名
ピーク：65名（5/8）

月別感染者数

	【第1波】		【第2波】		R2		【第3波】		【第4波】		R3		【第5波】								
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
感染者数	2人	15人	0人	0人	54人	160人	5人	9人	26人	384人	871人	86人	22人	443人	815人	293人	275人	1,807人	716人	132人	4人
1日平均	0.06人	0.5人	0人	0人	1.7人	5.2人	0.2人	0.3人	0.9人	12.4人	28.1人	3.1人	0.7人	14.8人	26.3人	9.8人	8.9人	58.3人	23.9人	4.26人	0.14人

振り返り(感染スピード)



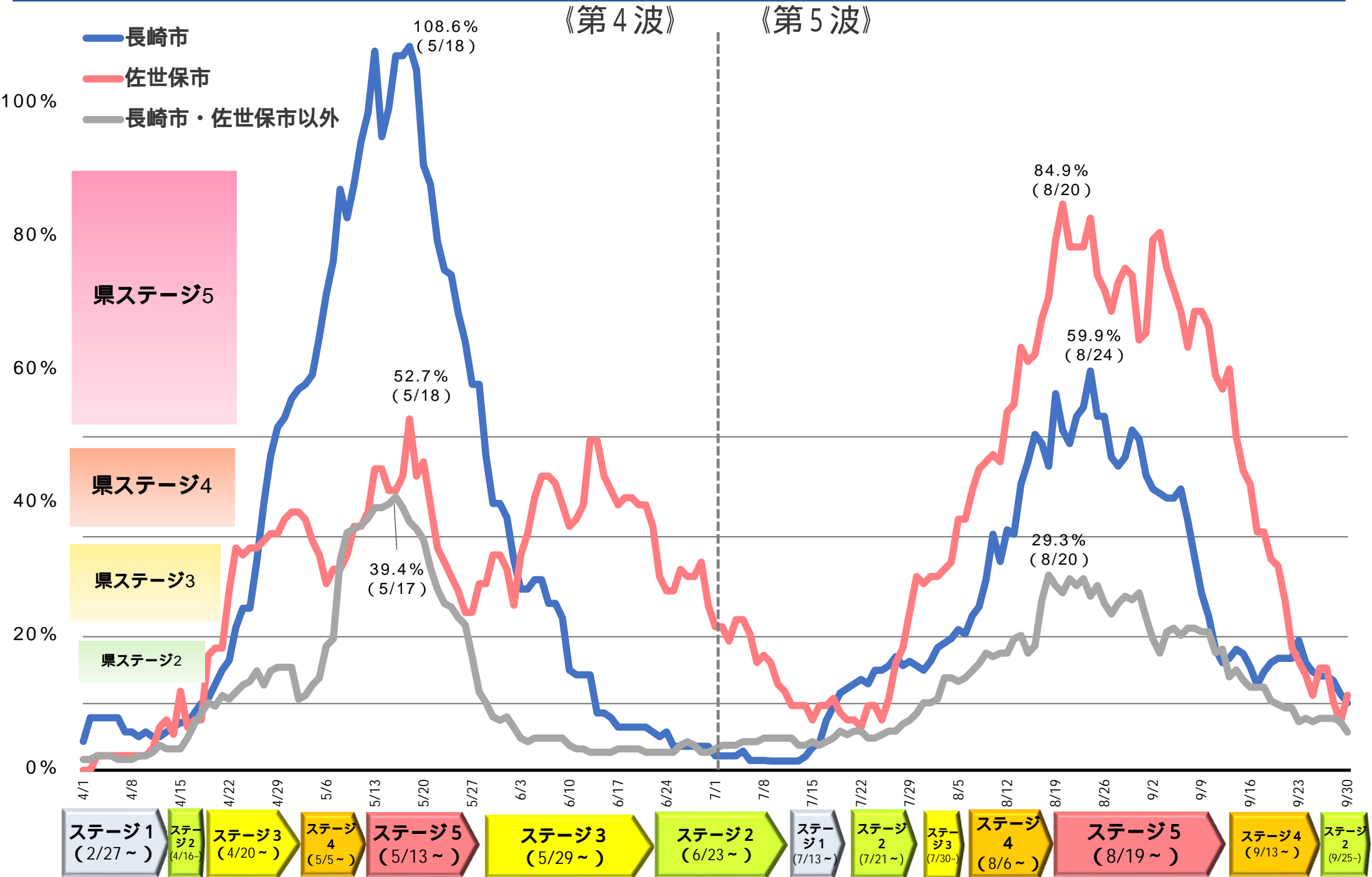
感染スピードの比較

感染者数(10万人/週)が10人から30人に到達するまでに要した日数を比較 長崎は(10万人/週)5人 17人到達までを比較

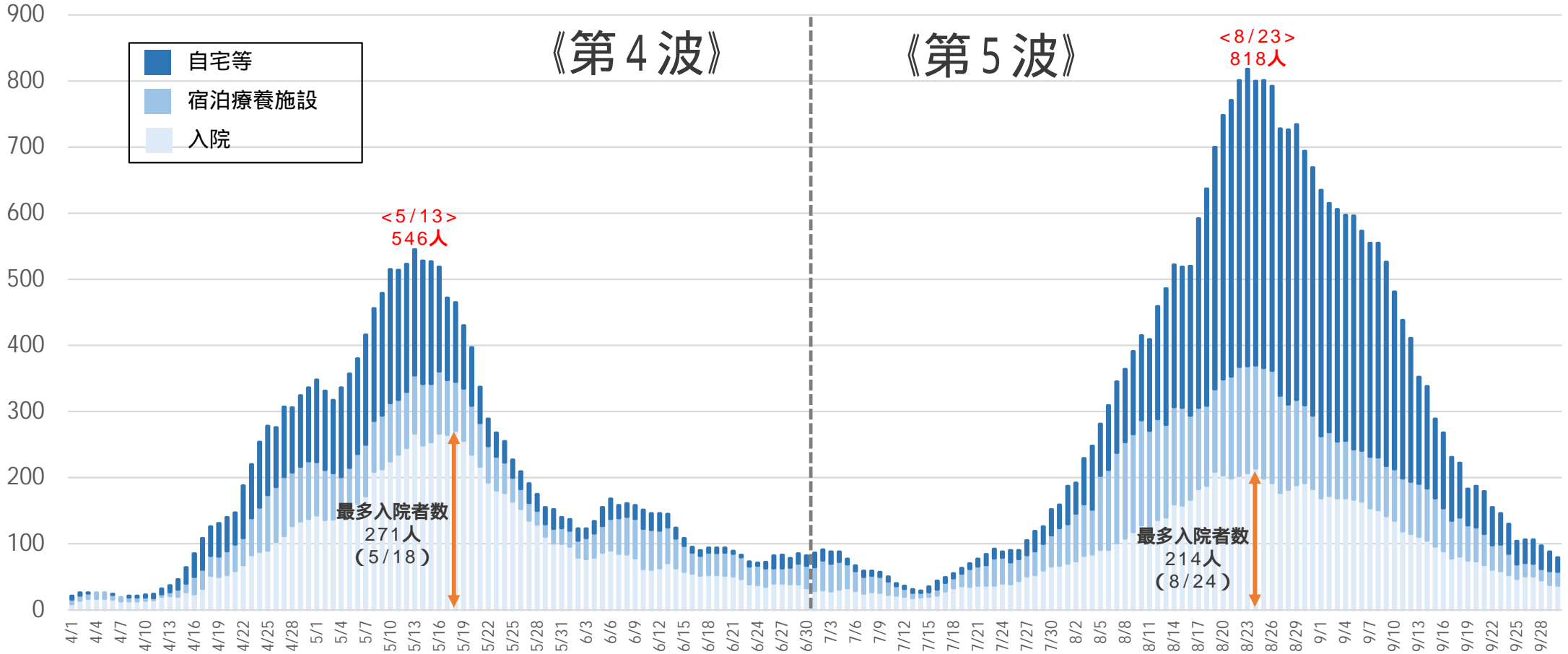
	第3波	第4波	第5波	5波/3波	5波/4波
全国	50日	42日	19日	2.6倍	2.2倍
九州	20日	20日	9日	2.2倍	2.2倍
長崎	19日	19日	9日	2.1倍	2.1倍

- ▶ 第5波における全国の感染スピードは、第3波と比べて**2.6倍**、第4波と比べて**2.2倍**(九州・沖縄も同様の傾向)
- ▶ 本県においても第3波、第4波と比べていずれも**2.1倍**とこれまでを上回るスピードで拡大した

振り返り (病床使用率)



振り返り(療養状況)



	第4波 (R3.4~6)	第5波 (R3.7~9)
自宅等	55.6 人/日 (27.6%)	146.6 人/日 (46.6%)
宿泊施設	45.2 人/日 (22.4%)	73.3 人/日 (23.2%)
入院	100.5 人/日 (49.9%)	96.3 人/日 (30.5%)
感染者における高齢者割合	24.1%	7.3%
重症者数	25人 (重症化率1.61%)	5人 (重症化率0.18%)
ワクチン接種率(2回目)	17.0% [6/30時点]	66.9% [9/30時点]

第5波のポイント
第4波と比べ、療養者数は大幅に増加したものの、入院者数は横ばい。
(宿泊施設・自宅療養者が大幅増加)

ワクチン接種の進捗による
重症者の減少

11月21日時点 76.8%(2回目)

今後に向け検討すべき課題

医療提供体制

- 第5波はデルタ株の流行等により、従来の2倍を超えるスピードで感染が拡大し、感染者の急増や病床の逼迫が見られたことから、今後、更に感染力の強い変異株の流行等を想定した保健・医療提供体制の整備が必要
- ワクチン接種の進展等により、入院者は抑えられたが、一方で自宅・宿泊施設療養者が大きく増加したことから、宿泊療養施設の更なる確保や自宅療養者の健康観察・診察体制の強化が必要

検査体制

- 早期発見により、感染拡大や重症者の増加を抑えながら、社会経済活動を継続できるように、簡易かつ迅速に利用できる検査環境の整備が必要

感染対策と社会経済活動の両立

- 時短要請等の行動制限は、高い感染抑制効果を得られる反面、社会経済へ与える影響も大きいことから、ワクチン接種の進展、治療薬の普及等による重症者数の減少等を踏まえ、感染対策と社会経済活動との両立を図ることが重要

第6波に向けた本県のコロナ対策

国の「基本的対処方針」の見直しや本県におけるこれまでの対策の課題等を踏まえ、第6波に向けて以下の対策を講じる

1. 保健・医療提供体制の強化

病床の確保
宿泊療養施設の拡充
自宅療養体制の強化
診療・検査体制の強化
保健所の体制強化

2. ワクチン接種の推進

追加接種（3回目）を希望する全ての方が接種できる体制の構築

3. 行動制限の緩和

第三者認証制度やワクチン・検査パッケージの活用による飲食、イベント、人の移動等の制限緩和
ワクチン・検査パッケージを適用する事業者の登録

4. 感染段階対応の目安の改定

感染段階の指標を病床の逼迫状況を重視した5段階（6段階）のステージに見直し
感染段階毎に講ずべき対策の見直し

保健・医療提供体制の強化

今後の感染拡大に備えた対策強化における **国の考え方** ※厚生労働省資料から一部改変

第5波では、デルタ株への置き換わり等により感染が拡大したことから、最悪の事態を想定し対策の強化を図る

第5波におけるピーク時

今後

【さらなる感染拡大時】

いざという時の強い
行動制限

+
一般医療の制限の下、
緊急的な病床等を確保

国の主導で行うもの

国・都道府県の連携の
下行うもの

【治療薬の確保】

○中和抗体薬の投与
○経口薬の実用化を
年内に目指す

【病床の確保、臨時的
医療施設等の整備】

○第5波における入
院患者の受入れの
2割増強

自宅・宿泊療養者

要入院者

接種率

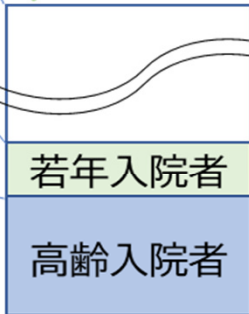


若年者 10%
高齢者 85%

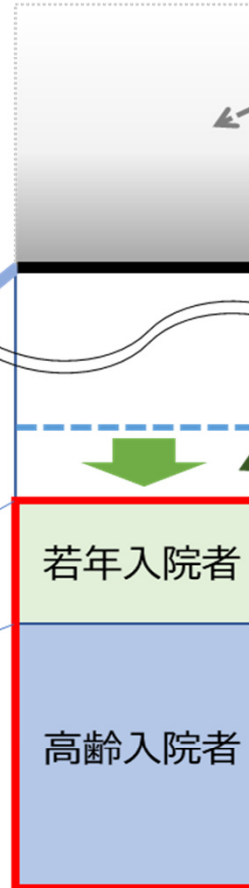
【ワクチン接種の効果】

感染者は
約5割減

第5波の**2倍**
程度の感染力
を想定



若年者 70%
高齢者 90%



若年者 70%
高齢者 90%

入院患者の受入れの2割増強

保健・医療提供体制の強化

《病床の確保・宿泊療養施設の拡充》

病床の確保状況

国の考え方 第5波実績の1.2倍の受入増強

本県の想定 第5波実績の約2.2倍()を想定

第5波の新規感染者が他県より低く推移したため、類似他県の実績を参考(本県の約1.9倍)入院患者受入**約2.2倍(464人)**を想定

【確保すべき病床数】 病床稼働率**85%**で想定
 $464人 / 85\% = \underline{\underline{546床}}$

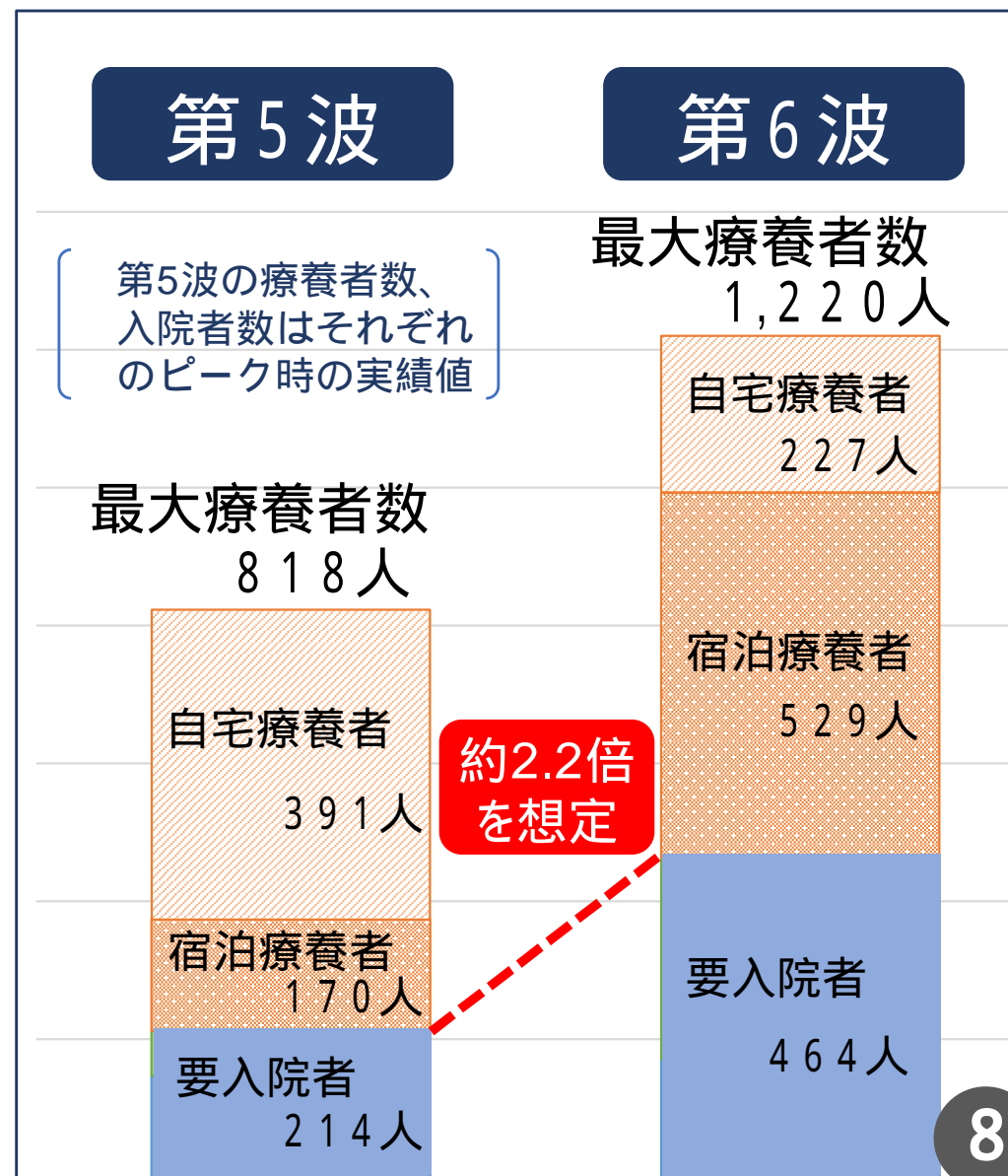
現時点で **549床確保済**

加えて**感染拡大時**には
宿泊療養施設に **臨時の医療施設20床**を設置

宿泊療養施設の確保状況

本県の想定 第6波では529人の利用を想定

【確保すべき室数】 利用率**75%**で想定
本土 476人 / 75% = **635室**(現時点409室)
離島 53人 / 75% = **71室**(現時点126室)
本土地区で**200室以上の確保を目指して調整中**



保健・医療提供体制の強化

コロナ感染者への対応

保 健 所

診療・検査医療機関と連携しながら、
症状と重症化リスク因子等に応じて
入院・入所を調整

無 症 状 ・ 軽 症 者

自 宅 療 養

保健所による健康観察
必要に応じて医師の
電話診療

宿 泊 療 養 施 設

看護師による健康観察
必要に応じて医師の
電話診察

中 等 症 ・ 重 症 者

入 院

新型コロナ患者受入
医療機関での入院治療

保健・医療提供体制の強化

《自宅療養体制の強化》

健康観察

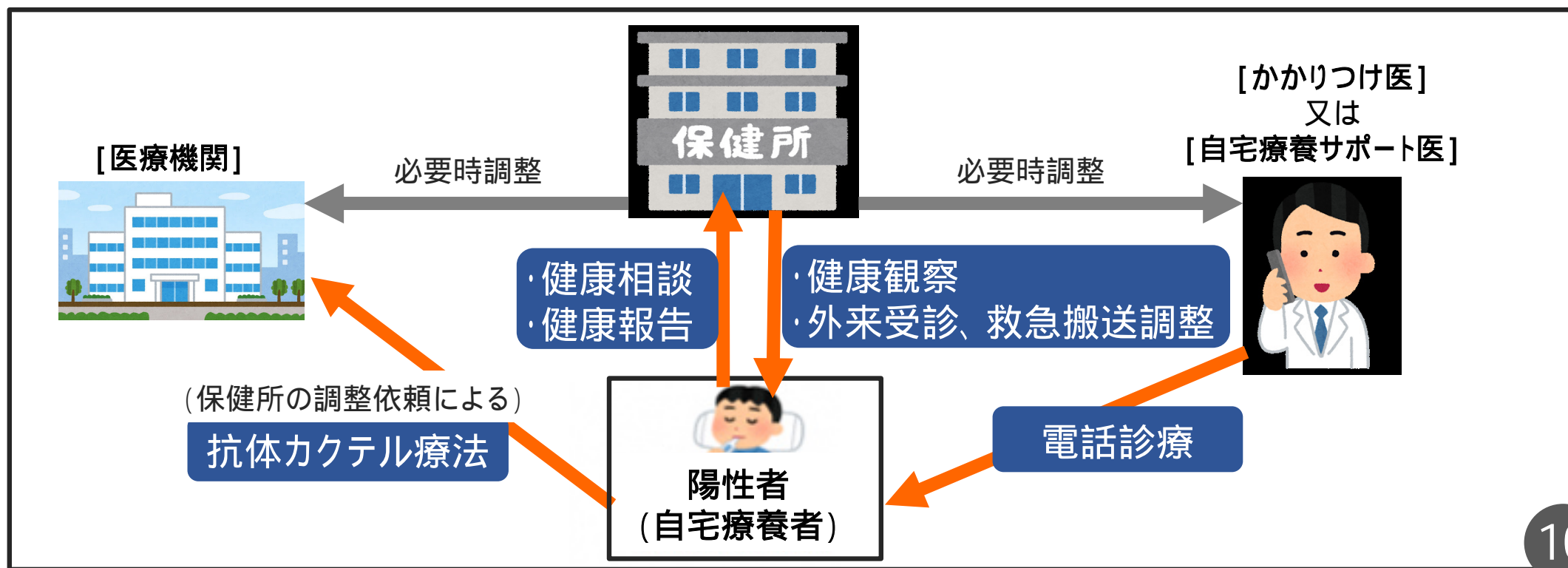
保健所の体制強化（感染拡大時の応援体制の整備等）

電話診療

自宅療養サポート医の確保（124名を確保）

抗体カクテル療法

実施医療機関の拡充（調整中）（外来45機関 往診14機関）



保健・医療提供体制の強化

《診療・検査体制の強化》

感染が疑われる方が、地域で診療・検査を受けられる体制を整備

診療・検査医療機関()の確保状況

9/1現在

372施設

48施設増

拡充見込み

420施設

診療・検査医療機関

専用の診察室を設置するなど
感染防止対策を取ったうえで
発熱者等の診療・検査を行う医療機関

公表の了解が得られた約300施設の医療機関名・連絡先を県HPで公表済

自費検査実施機関の確保状況

9/1現在

6施設

約155施設増

拡充見込み

約160施設

民間検査機関 3施設
医療機関 55施設
薬局 約100施設(調整中)

PCR等検査の無料化について

感染拡大時にはPCR等検査を無料で実施する体制を現在調整中

保健・医療提供体制の強化

《保健所の体制強化》

感染拡大時には、全庁的支援を含む保健所の体制強化が必要

人的支援

**感染拡大時の応援職員
の確保**

- ・ 保健所外のお部署
- ・ 市町
- ・ IHEAT（保健所業務の支援人材バンク）

外部委託の活用

搬送業務

**濃厚接触者の健康観察
業務**

HER-SYSによる 健康観察の効率化等

**保健所職員による入力
から対象者本人による
入力へ**

自宅療養者等の健康
観察の約7割で活用

医療機関での入力促進

医療機関の発生届けの
約2割で活用

保健所機能の強化

ワクチン接種の推進

現在の接種率 全体接種率(医療従事者含) 11月21日時点

1回目 78.8% (全国: 78.6%) 2回目 76.8% (全国: 76.2%)

年代別の接種率 11月21日時点

年 代		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80以上
接種率 (1回目)	長崎県	74.0%	75.6%	77.5%	83.2%	88.0%	89.3%	95.4%	94.4%
	全 国	73.8%	74.8%	76.7%	81.8%	88.9%	89.3%	93.7%	95.6%
接種率 (2回目)	長崎県	68.7%	73.3%	75.7%	81.9%	86.9%	88.7%	95.0%	93.8%
	全 国	68.7%	71.4%	74.0%	79.8%	87.4%	88.6%	93.2%	94.8%

ワクチン接種の推進

追加接種(3回目)について

追加接種(3回目)を希望する全ての方の接種を進めるべく
国及び市町と連携のうえ接種体制を構築する

原則として2回目接種から8か月以上経過した方が対象

3回目接種の大まかなスケジュール

単位：人

3回目接種の 対象となる年月	令和3年		令和4年								計	
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
3回目接種対象者数 (概数)	2,000	18,000	42,000	166,000	279,000	214,000	174,000	104,000	20,000			1,019,000
医療従事者等	→											61,000
高齢者			→								407,000	
一般					→							551,000
(2回目接種月)	(3月)	(4月)	(5月)	(6月)	(7月)	(8月)	(9月)	(10月)	(11月)	(12月)	(R4.1月)	

行動制限の緩和

ワクチン接種の進展等を踏まえ、**飲食店の第三者認証制度**や**イベントの感染防止安全計画の策定**など、感染リスクを低減させる方策を講ずることにより、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置地域及びその他区域において、これまで講じてきた**様々な制限を一定程度緩和**

飲食店

第三者認証店は営業時間や酒類提供の有無について制限緩和

イベント

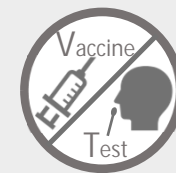
感染防止安全計画の策定により人数上限等を緩和

人の移動

混雑した場所や**感染リスクの高い場所**を除き、自粛要請なし

ワクチン・検査パッケージ(VTP) の活用により更に**人数制限解除**

- 利用客等の**ワクチン接種歴**または**検査結果の陰性**のいずれかを確認
- VTP適用を希望する事業者は県への**登録申請**が必要
- 飲食店は**第三者認証の取得**が前提
- VTPは緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置地域、その他区域（**感染拡大の傾向が見られる場合**）に適用

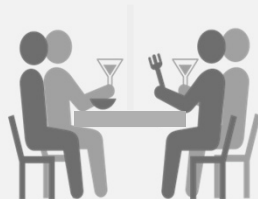


行動制限の緩和

《具体的な制限緩和の内容》

認証店 については、
VTP適用で人数制限を緩和

VTP=ワクチン・検査パッケージ

項目		現在の基準
飲食関連	緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店等への時短要請 ・ 酒類提供の自粛要請 等 ・ 会食の人数制限
	重点措置	
	その他地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店等への時短要請 (感染拡大地域) ・ 会食の人数制限


緩和後	
緊急事態	<p>認証店</p> <ul style="list-style-type: none"> 時短 ~ 20時・酒類自粛 ・人数制限 又は 時短 ~ 21時・酒類提供可 ・人数制限 <p>非認証店</p> <ul style="list-style-type: none"> 時短 ~ 20時・酒類自粛 ・人数制限 <p><small>感染状況次第でいずれかの要請を検討</small></p>
重点措置	<p>認証店</p> <ul style="list-style-type: none"> 時短 ~ 21時・酒類提供可 ・人数制限 又は 時短無し ・酒類提供可 ・人数制限 <p>非認証店</p> <ul style="list-style-type: none"> 時短 ~ 20時・酒類自粛 ・人数制限
その他地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、制限無し <p>感染が急速に拡大している地域等については、 人数制限 や非認証店への時短要請等を実施</p>

人数制限 = 同一グループ・同一テーブルで5人未満

行動制限の緩和

《具体的な制限緩和の内容》

VTP=ワクチン・検査パッケージ

項目	現在の基準
人の移動 (旅行・ビジネス含む)	<p>感染拡大期には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急の外出自粛 ・ 県外往来自粛 等 

緩和後
<p>感染拡大期であっても</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 混雑した場所や感染リスクの高い場所を除き、<u>外出自粛要請なし</u> ・ <u>ワクチン接種・検査済者は県外往来自粛なし</u>

イベント関連	緊急事態	定員50% or 5,000人 (小さい方)
	重点措置	5,000人
	その他地域	定員50% or 5,000人 (大きい方)

緊急事態	10,000人	} 感染防止安全計画策定が前提
重点措置	20,000人	
その他地域	定員100%	VTP導入で収容定員まで追加可能に
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 5,000人超のイベントで 感染防止安全計画を策定しない場合は 現在の基準と同じ </div>		

感染段階対応の目安の改定

改定の趣旨

国においては、ワクチン接種の進捗や中和抗体治療の普及による重症患者数の抑制、医療提供体制の強化、経口治療薬の実用化見込み等を踏まえ、今後は感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できるように行動制限を緩和する旨の方向性が示され、分科会の提言に基づき感染状況を評価するための基準が見直された。こうした国の動きに併せて、本県においても「感染段階対応の目安」を改定する。

主な変更点

VTP=ワクチン・検査パッケージ

【感染状況の判断】

- ・本県の感染状況を国に準じ、0～4のレベルで判断。ただし、レベル2においては、感染状況に応じ、きめ細かな対策を講じるため2段階に分割。
- ・レベル判断に際しては、病床の逼迫具合をより重視し、現状の病床使用率のほか、将来の病床使用率の予測結果により判断。

【対策関連】

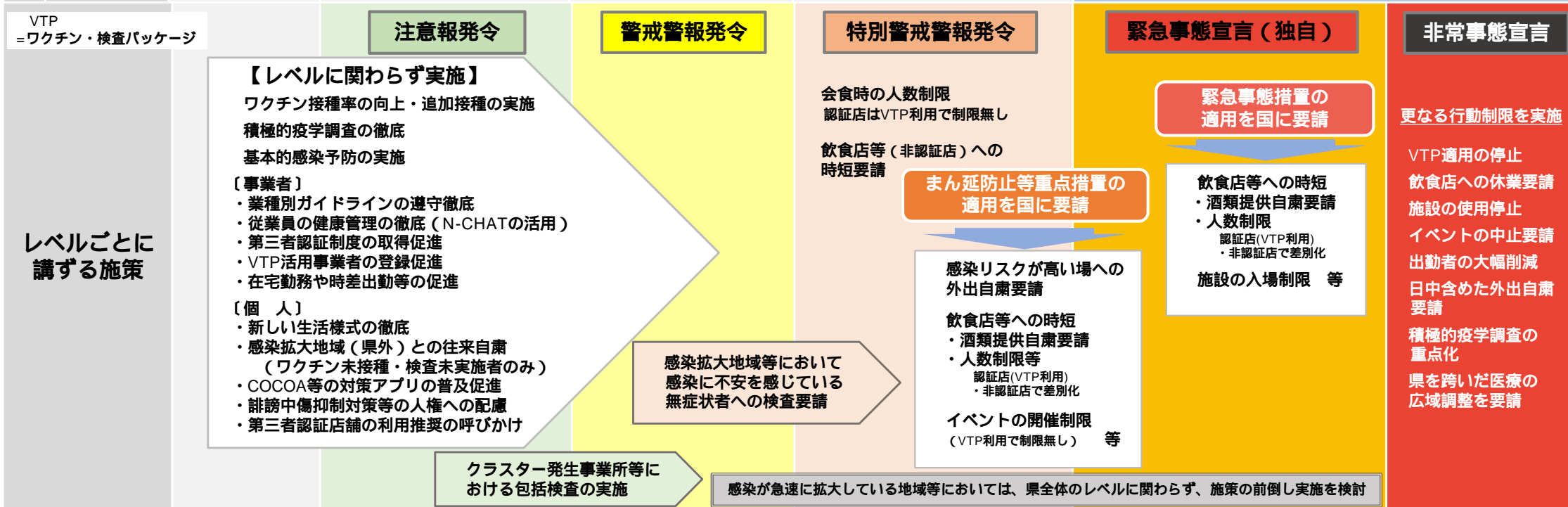
- ・営業時間短縮などの行動制限は原則、レベル2 - 以降に実施し、感染状況に応じ、重点（緊急事態）措置の適用を国に要請。病床使用率が100%を超えるレベル4の段階では、非常事態宣言を発令し、更なる行動制限等を実施。
- ・原則レベル3までの行動制限については、感染拡大を防止しながら、社会経済活動等を継続できるようVTPや第三者認証制度を活用し、一部制限を緩和。

感染段階対応の目安の改定

- ・レベル判断及びレベルごとに講ずる施策については、以下の指標等を参考に、有識者の意見等も踏まえ総合的に判断
- ・病床使用率は、緊急時対応病床を含めた病床数により算定するが、目安の運用にあたっては確保病床使用率も考慮

指標	レベル0	レベル1	レベル2		レベル3	レベル4
			2 -	2 -		
病床使用率	全体	10%	20%	35%	50%	100%以上
	重症	10%	20%	35%	50%	

(参考指標)	病床等の中短期予測	—	—	予測ツールを用いた感染者数・病床使用数の中短期予測		3週間後の病床使用率が100%に到達する場合	—
	新規感染者数	—	7人/10万/週以上 (13人/日以上)	14人/10万/週以上 (27人/日以上)	25人/10万/週以上 (48人/日以上)	36人/10万/週以上 (69人/日以上)	73人/10万/週以上 (138人/日以上)
	療養者数	—	11人/10万/日以上 (140人/日以上)	21人/10万/日以上 (283人/日以上)	38人/10万/日以上 (498人/日以上)	54人/10万/日以上 (711人/日以上)	107人/10万/日以上 (1,425人/日以上)
	入院率	—	—	—	—	入院対象であるにも関わらず入院ができない事案が発生	



県民・事業者の皆様へ

人の移動や飲食の機会が多くなる年末年始に向けて

▶ 県外との往来は、移動先の感染状況を確認し、感染拡大の兆候が見られる場合は慎重な行動を

▶ 忘・新年会など、飲食の際は、感染防止対策の徹底されたコロナ対策認証店の利用を



認証店検索

▶ ワクチン接種者も含め、**基本的な感染防止対策の徹底**を（マスクの着用、手指消毒の徹底、密の回避など）

▶ **季節性インフルエンザとの同時流行も懸念される**ことから、**従業員の健康管理の徹底**を

飲食事業者の皆様へ

▶ 飲食店の皆様は積極的な取得・登録を



ながさきコロナ対策飲食店認証制度 「team NAGASAKI SAFETY」

認証店については、感染拡大時も**時短要請や酒類提供の制限を緩和**
飲食店の感染防止対策を講じるために行う設備投資等に対して補助金を活用可能
認証されると県市町のHP等で認証店舗・施設を紹介し、利用の促進を図る
認証店は、Go To Eatの対象店舗として登録が可能



ワクチン・検査パッケージ制度 (VTP)

県に登録すると、感染拡大期においても、VTP適用により**人数制限無し**
第三者認証を取得していることが前提

関係連絡先について

長崎県受診・相談センター

電話番号 0120-071-126
(土日祝日含む 24時間)

長崎県新型コロナウイルス関連 人権相談窓口

電話番号 095-894-3184
相談日時 毎週月～金曜日(祝日を除く)
午前9時～午後5時45分
(水曜日は午後8時まで)

自主的なPCR検査の実施、N-CHATの活用方法等 に関する電話相談窓口(事業者・団体向け)

電話番号 080-2061-3431(一般社団法人長崎県薬剤師会)
受付時間 午前10時～12時、午後1時～4時(土日、祝日を除く)

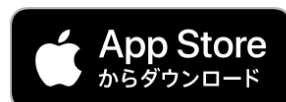
【N-CHAT(健康管理アプリ)】



N-CHAT 検索

【COCOA(接触確認アプリ)】

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



COCOA 検索